社援保発０６１８第１号
令和２年６月１８日

都道府県
各　指定都市　民生主管部（局）長　御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（　公　印　省　略　）

「ひとり親世帯臨時特別給付金」の生活保護制度上の取扱いについて（通知）

今般、別添「ひとり親世帯臨時特別給付金の支給について」（令和２年６月 17 日厚生労働省子ども家庭局長通知。以下、「子ども家庭局長通知」という。）のとおり、「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給が都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を管理する町村（以下「都道府県等」という。）において行われることとなっている。

ひとり親世帯臨時特別給付金の生活保護制度上の取扱いについては、当該給付金の趣旨・目的を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきよう、貴管内実施機関に対する指導方よろしくお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の９第１項及び第３項の規定による処理基準であることを申し添える。

記

１　収入認定の取扱い

（１）ひとり親世帯臨時特別給付金について

子ども家庭局長通知において、ひとり親世帯臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するために支給するものとされている。

また、ひとり親世帯臨時特別給付金の「基本給付」の対象者については、

①令和２年６月分の児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）

②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（平成 30 年の収入額が児童扶養手当に係る支給制限限度額に相当する収入額未満の者に限る。以下「公的年金給付等受給者」という。）

③申請時点において、令和２年６月分の児童扶養手当に係る法第６条の規定に基づく都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）及び福祉事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）の認定を受けていない児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）（公的年金給付等受給者を除く。）又は法第９条から第 11 条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、急変後１年間の収入見込額が児童扶養手当に係る支給制限限度額に相当する収入額未満の者その他、児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者と同様の事情にあると認められる者

とされている。

すなわち、ひとり親世帯臨時特別給付金のうち「基本給付」については、児童扶養手当に係る支給制限限度額に相当する収入額未満の者を支給対象としており、被保護者も給付の対象とされている。

被保護者に基本給付が給付された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的を鑑み、収入として認定しないこととする。

なお、ひとり親世帯臨時特別給付金のうち「追加給付」（児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出があった者に対する給付）については、被保護者の収入が減少した場合には保護費で補填されることから被保護者は給付の対象とはされていない。仮に、生活保護を申請するより前に、当該給付を申請した場合、生活保護の開始日以降に当該給付が支給されることがあるが、当該給付については、支給月にその実際の受給額を認定することとなるので申し添える。

（２）その他の給付金について

現下の情勢に対応して、各地方自治体が独自の施策として実施する、ひとり親世帯向けの給付金については、その趣旨・目的に応じ、「特別定額給付金及び令和２年度子育て世帯への臨時特別給付金の生活保護制度上の取扱いについて（通知）」（令和２年５月１日付社援保発 0501 第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下、「特別定額給付金通知」という。）の１の（３）のイ又はウに該当するものとして取り扱うこと。

なお、例えば、特別定額給付金通知の１の（３）のウに該当するものであるが、同イにも該当するものについては、福祉事務所の組織的な判断により、いずれか一方を選択して適用して差し支えない。

２　多額の預貯金の保有等について

被保護者がひとり親世帯臨時特別給付金の「基本給付」を受給したことによって生じた多額の預貯金については、特別定額給付金通知の２に準じて取り扱うこと。

以上